

介護等のサポート拠点の設置に際して活用可能な財源について

機能、財源、運営主体等

「復旧支援補助金」：介護事業所等設備整備事業費補助金、社会福祉施設等設備災害復旧等事業費補助金

「地域支え合い基金」：介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)

	活用可能な財源			運営主体
	建物	備品、設備	運営費(人件費)	
・総合相談機能(LSAの配置等) 専門相談やサービス、心の相談等へのつなぎ	災害救助費 又は 地域支え合い基金 等 仮設住宅の集会室 の一部を活用	地域支え合い基金 (注1)	地域支え合い基金 又は 雇用創出基金事業 (注2)	自治体 社協 民間(社福、NPO 法人、営利法人 等) その他(ボランティア 団体等) 自治体の直営の 他、各団体への委託 又は助成(各団体の 直営)も可
・地域交流(集会室)				
・デイサービス (障害福祉における日中活動系サービスを含む)		地域支え合い基金 又は 復旧支援補助金 (注1)	介護報酬 自立支援給付 又は 地域支え合い基金 又は 雇用創出基金事業 (注2)	
・居宅サービス等 居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、 小規模多機能型居宅介護等				
・配食サービス等の生活支援活動の拠点 緊急通報受信拠点を含む		地域支え合い基金 (注1)	地域支え合い基金 又は 雇用創出基金事業 (注2)	

(注1) (高齢者等向けの)浴室や機能訓練設備等の事業に必要な設備の他、OA機器、事務用品、自動車等(いずれもリースによる調達を想定)

(注2) 介護保険法に基づく指定事業所として実施する場合には介護報酬、障害者自立支援法に基づく指定事業所として実施する場合は自立支援給付、それ以外の方法により実施する場合には職種に応じて、地域支え合い体制づくり事業(専門職種)又は雇用創出基金事業(一般雇用)を活用。また、介護報酬・自立支援給付と基金の双方を活用する場合もある。

利用者

要介護高齢者、一般の高齢者、障害者(児)、子ども等 (仮設住宅以外の近隣の高齢者等を含む)